

# 東大和市立第五中学校 P T A 会則

令和 3 年 5 月 17 日 改正

東大和市立第五中学校 P T A

# 東大和市立第五中学校 P T A 会則

## < 名 称 >

この会は、東大和市立第五中学校 P T A と称し、事務所を同校内におきます。

## < 所在地 >

東京都東大和市芋窪 5-1119

## < 目 的 >

この会は、保護者と教員が協力しあい、生徒の健康で豊かな成長をはかることを目的とします。

## < 方 針 >

1. この会は、生徒をとりまく環境、健康、教育条件などについて、他団体とも協力して、目的達成につとめます。
2. この会は、特定の政治、宗教活動の実施や、一部の利益をはかる場とはしません。

## < 活 動 >

この会は、学級、学年、全校及び地域を基盤として、目的を達成するために必要な学習と活動を行います。

## < 会 員 >

1. この会の会員は、本校生徒の保護者と教員とし、入会世帯数及び教員数をもって会員数とします。
2. 入会は、任意加入とします。

## < 会 計 >

1. 会費は、この会の活動に必要な経費のみにあてます。
2. この会の会員は、年会費として一世帯 1,000 円 + P T A 保険料を納めます。
3. 転入家庭は一カ月 83 円とし、転入月より 3 月分まで会費のみ集金します。
4. 転出家庭は一カ月 83 円とし、転出翌月分より 3 月分まで会費のみ返金します。
5. この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日までとします。

### < 役員 >

1. この会に、次の役員を置きます。

会 長	1名（保護者）
副 会 長	3名（保護者2名・教員1名）
会 計	3名（保護者2名・教員1名）
書 記	3名（保護者2名・教員1名）
2. 会長は、この会を代表し、会務にあたります。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長が事故にあった場合等はその会務を代行します。また、その他会の庶務を処理します。
4. 会計は、この会の会計事務を処理します。
5. 書記は、総会、委員総会、運営委員会の議事を記録します。
6. 役員の選出は、細則によって行います。なお、教員の役員は、教員の中から互選により選出します。
7. 役員の任期は、1年とし、再任を妨げません。

### < 会計監査 >

1. この会は、会計監査2名（前年度本部役員1名・教員1名）を置き、その選出は総会において行い、任期は1年とします。
2. 但し、前年度本部役員より選出できない場合、本部役員経験者より選出することとします。
3. 会計監査は、この会の経理を監査し、総会に報告します。

### < 総 会 >

1. 総会は、全会員で構成される最高の議決機関です。
2. 定期総会は、毎年度当初に開き、次のことを審議します。
  - 1) 前年度活動報告及び決算報告
  - 2) 新年度活動計画案及び予算案
  - 3) 新年度役員の承認及び会計監査の選出
  - 4) この会則の改廃
  - 5) その他、特に必要な事項
3. 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合に開きます。
4. 総会は会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）で成立し、議事は出席者の過半数で議決します。

### < 委員総会 >

委員総会は、学級委員、地区委員、合唱・標準服委員、推薦委員で構成し、役員の選出等にあたります。

#### < 運営委員会 >

1. 運営委員会は、総会につぐ議決機関で、次のことを審議または行います。
  - 1) 細則の制定及び改廃
  - 2) 特別委員会の設置に関すること
  - 3) 各委員会の活動報告及び情報交換
  - 4) 全会員を対象とする行事の企画
  - 5) その他、必要な事項
2. 運営委員会は、学年委員会、地区委員会、合唱・標準服委員会、推薦委員会、特別委員会の代表及び役員で構成します。
  - 1) 前項の代表は、各委員会の代表者2名とします。(代表が出席できない場合は、代理も可。)
3. 運営委員会は、原則として、2カ月に1回開きます。

#### < 役員会 >

1. 役員会は、この会の円滑な運営を図るために、次のことを行います。
  - 1) 総会及び運営委員会に図る事項の立案
  - 2) 対外活動の処理
  - 3) その他、会の運営に必要な事項の処理

#### < 委員会 >

1. この会には、学年委員会、地区委員会、合唱・標準服委員会、推薦委員会を置きます。
2. 学年委員会、地区委員会、合唱・標準服委員会、推薦委員会は、各委員と担当の教員で構成し、委員での互選により代表者2名を選出して、委員会ごとに会員を対象とする活動の企画・運営、運営委員会への報告・提案を行います。

#### < 委員 >

1. この会には、学級委員、地区委員、合唱・標準服委員、推薦委員を置きます。
2. 学級委員は各学級より2名選出し、学級・学年活動等を行います。
3. 地区委員は地区ごとに選出し、地区間の連絡交流等の活動を行います。
4. 合唱・標準服委員は各学級より1名選出し、合唱コンクールと標準服の管理活動を行います。
5. 推薦委員は各学級より1名選出し、役員の推薦活動を行います。

#### < 特別委員会 >

この会には、特別の事項を調査検討または処理するため、運営委員会の議決により、特別委員会を置くことができます。

< 付 則 >

1. 会員は、原則としてすべての会議を傍聴することができます。
2. 校長及び副校長は、すべての会に出席して意見を述べるすることができます。
3. この会の運営について疑義が生じた場合は、運営委員会で審議し処理します。
4. 本会の設立年月日は、昭和 59 年 4 月 1 日とします。
5. この会則は、昭和 59 年 4 月 1 日より施行します。

平成 3 年	5 月 18 日より一部改正
平成 6 年	5 月 13 日より一部改正
平成 7 年	5 月 13 日より一部改正
平成 11 年	5 月 15 日より一部改正
平成 14 年	5 月 16 日より一部改正
平成 17 年	1 月 28 日より一部改正
平成 20 年	5 月 13 日より一部改正
平成 27 年	5 月 8 日より一部改正
令和 元年	5 月 7 日より一部改正
令和 2 年	5 月 15 日より一部改正
令和 3 年	5 月 17 日より一部改正

## 細 則

### < 役員を選出等 >

1. 役員は会員の中から、推薦委員会において推薦され、総会の承認を得ます。但し、前役員会も必要に応じて役員候補選出のための推薦活動ができます。また、立候補に限り次年度会員となる予定の保護者より募ることができるものとします。
2. 委員総会は、各委員会の代表者2名を選出します。また、役員に欠員が生じた場合は、補充役員を選出します。
3. 委員の補充については、各委員会の実状に応じて、新たに委員を補充することができます。
4. 地区委員会の委員数・地区割りは別表の通りとします。
5. 役員・委員の任期は1年とし、再任を妨げません。
6. 総会、委員総会、運営委員会、役員会は会長が召集します。
7. 各委員会の代表者2名は、必要に応じ役員会に出席するものとします。
8. 青少年対策地区委員会の委員は、地区委員が担当します。
9. 特別支援学級は、必要に応じて選出します。

### < 弔 慰 >

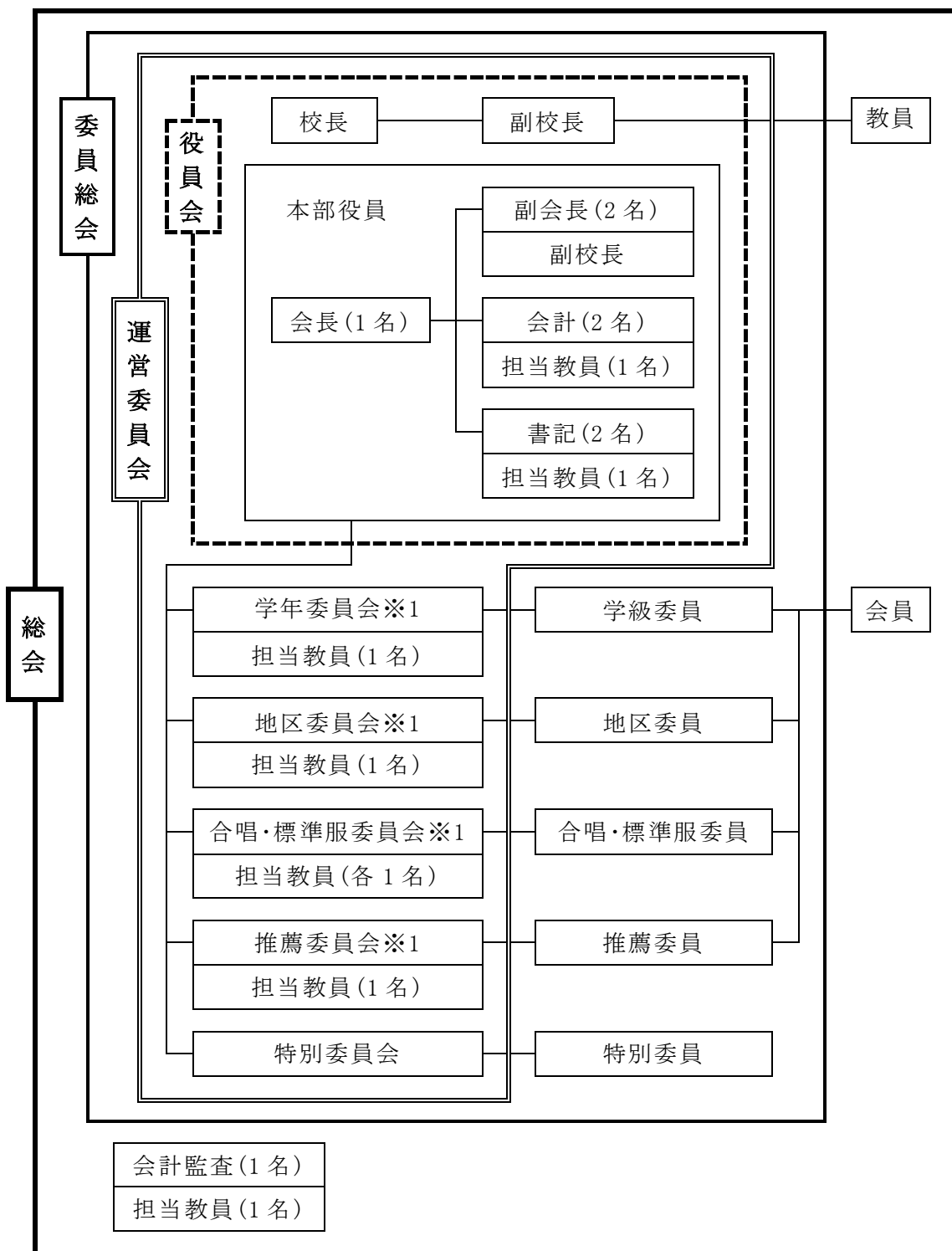
1. 弔慰金は、一件5,000円とし、会員及び生徒の不幸が発生した際に支出します。
2. 非常時、災害時などの見舞いについては、役員会で決定し、運営委員会に報告します。

### < 地区委員数・地区割り表 >

地区代表数は委員数の中に含まれています。

	地 区 名	委員数	地区代表	教員数	青少対
1	芋 窪	6	1	3	七地区
2	芝 中 住 宅 蔵敷 ・ 奈良橋	6	1		九地区
	計	12	2	3	

< 組織図 >



※1 代表者 2 名。但し、学年委員会は各学年 2 名。